





# 保健事業(保健指導)計画の作成

## 保健事業(保健指導)計画作成の進め方

現状分析

分析結果の整理

### 全体の方向性を考える材料

国の制度、ガイドライン・教材・研修会資料  
国民健康・栄養調査の調査結果  
健康日本21の指標  
論文・学会などで報告された新しい知見

### 集団全体の分析

- ①健診結果を把握するための項目  
(健診結果等の変化、医療費の変化等)
- ②効果的な保健事業(保健指導)を実施しているかどうかを判断する項目  
(健診受診率、保健指導対象者のうちの保健指導を実施した者の割合等)
- ③効果的な保健活動を実施できる体制であるかどうかを判断する項目

### 個人、保健事業単位の分析

- ①個人単位での健康度を把握するための項目  
(壮年期死亡や重篤な疾患を起こした事例の詳細分析)
- ②保健事業(保健指導)対象者把握のための項目  
(生活習慣病リスクごとの対象者数、保健指導対象者数等)

医療費、介護給付費等の負担の大きい疾病等の分析  
→重点的に対策を行うべき病態や生活習慣を選定

医療費増加率、有所見率の増加が著しい疾患等の分析  
→背景にある要因の考察、重点的に適正化を図る計画

属性ごとの分析  
→優先的に対象とすべき性・年代を選定

環境ごとの分析  
→ポピュレーションアプローチの視点も含めて計画を作成

構造(ストラクチャー)、過程(プロセス)、結果・事業実施量(アウトプット)、結果(アウトカム)の分析

## 健康課題の明確化

### 目標の設定

- 対象者数の把握
  - ・健診結果と問診による対象者階層化基準に基づく対象者数
  - ・性、年代などの属性 など
- 保健指導対象者数の概算
  - ・情報提供
  - ・動機づけ支援
  - ・積極的支援
- 実施すべき保健指導の量の概算
- 保健指導ごとの達成目標の選定

### 計画の作成

- 保健指導全体の計画
  - ・保健指導ごとの具体的な方法
  - ・人材、支援材料、実施場所
  - ・研修
  - ・社会資源の活用
  - ・アウトソーシングの有無 など
- 投入予算の概算、予算の獲得
- 実施計画
  - ・保健指導の進め方(時間、期間、回数、場所、費用など)
  - ・実施体制
  - ・広報の方法
- 評価計画
  - ・目的
  - ・方法
  - ・基準
  - ・評価の時期
  - ・評価者
  - ・評価結果の活用法 など



## 特定保健指導の実施者の範囲について(案)

- 1 特定保健指導実施者のうち保健指導事業の統括者の範囲
  - 医師、保健師、管理栄養士
    - 注)一定の研修の修了者であることが望ましい。
  
- 2 特定保健指導実施者のうち初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行う者の範囲
  - 医師、保健師、管理栄養士
  - 一定の保健指導の実務経験のある看護師(ただし、施行後5年間に限る)
    - 注)一定の研修の修了者であることが望ましい。
  
- 3 特定保健指導の実施者の範囲
  - 医師、保健師、管理栄養士その他栄養指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者
    - ※ 例えば、
      - ・健康運動指導士
      - ・THP指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者

# 保健指導の実施に関するアウトソーシング

## 保健指導のアウトソーシング

→実施機関の質を確保するための委託基準(人員、施設、指導内容等)

### ○基本的考え方

- ・健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行う。
  - ・個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱われなければならない。
- ※ 医療保険者自らが実施する場合も本基準と同じ基準を満たす必要があるかについて、これまで医療保険者により行われてきた保健事業の実施体制等の現状を踏まえて、今後、検討が必要(例えば、看護師の位置づけなど)。

### ○人員に関する基準

- ・事業所の管理者は、医師、保健師、管理栄養士であること。さらに、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修の修了者であること。
- ・動機づけ支援や積極的支援において、①初回の面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。一定の研修の修了者であることが望ましいこと。
- ・対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- ・積極的支援のプログラムのうち、食生活に関する保健指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識を有する者により提供されること。
- ・積極的支援のプログラムのうち、運動に関する保健指導は、運動に関する専門的知識を有する者(例えば、健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士等)により提供されること。

### ○施設又は設備等に関する基準

- ・保健指導が実施される施設の敷地内が全面禁煙とされていること。

### ○保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- ・本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。

### ○運営等に関する基準

- ・対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導(例えば、土日祝日・夜間に行うなど)を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

# 生活習慣病対策の推進体制の構築

